

金融機関等防犯の日活動要綱

(平成19年6月27日島生企甲第249号ほか県警察本部長例規通達)

1 趣旨

この要綱は、銀行その他の金融機関、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において営業する施設及び大規模小売店舗のうち公安委員会規則で定められた店舗（以下「店舗等」という。）において、強盗事件等の犯罪を防止するために実施する「金融機関等防犯の日」に関し必要な事項を定めるものとする。

2 金融機関等防犯の日

毎月第2金曜日（祝日の場合は、直前の木曜日）とする。

3 対象の店舗等

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則（平成18年島根県公安委員会規則第15号）第2条に規定された店舗とする。

4 実施事項等

(1) 店舗等に対する点検及び防犯指導

各警察署においては、店舗等に立ち寄り、警戒・重点パトロールを実施するとともに、犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針（以下「防犯指針」という。）に基づいた配慮すべき事項の点検及び防犯指導や防犯体制の整備を図るものとする。

なお、銀行その他の金融機関に対する指導に当たっては、防犯指針に基づく指導のほか、警察庁が作成している「金融機関の防犯基準」及び「客室・機械室がなく単体で設置される現金自動預支払機（ATM機等）の防犯基準」に基づく防犯指導を併せて行うものとする。

(2) 防犯指導上の配慮事項

店舗等における防犯体制の整備を図るため、次の事項に重点を置いて指導を行うものとする。

ア 責任のある者の中から防犯責任者等の指定

イ 系列店を有する店舗における各系列店に対する防犯指導の実施

ウ 防犯責任者による施設の防犯機器・設備の点検及び是正措置・改善の実施

エ 防犯マニュアル内容の周知

オ 従業員に対する次の事項の指導等

防犯機器・設備の捜査要領の習熟

防犯訓練の実施

来店者等への声掛けの励行

従業員等の防犯意識を醸成するための指導

カ 防犯設備の新設・変更の場合や犯罪発生状況等についての管轄警察署との連携